

県本部第2回単組代表者会議
2020年11月10日(火) 15:00~
福島市「福島グリーンパレス」
共済県支部「担当役職員会議」
2020年11月13日(金) 11:00~
福島市「パルセいいざか」

自治労福島

自治労福島県本部機関紙
E-mail:chousa@jichiro-fukushima.or.jp

第818号
2020年(令和2年)
11月5日
福島市荒町1-21
自治労福島日本部
発行人志賀一幸



福島県人事委員会
職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告・勧告の概要
令和2年10月26日
福島県人事委員会

<報告・勧告のポイント>
○特別給（期末手当）を引下げ（△0.05月分）
○月例給及び人事管理の課題については、別途必要な報告・勧告を予定

I 給与勧告制度の基本的考え方
・人事委員会の勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受け、自らの勤務条件の決定に直接参加できる立場にないことの代償措置として、適正な待遇を確保するために設けられているもの
・職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされ、給与以外の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適切な考慮が払われなければならないとされている

II 職員給与の改定
1 職員給与と民間給与の比較
本委員会が6月29日から7月31日までの期間に実施した「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員の特別給と民間の特別給との比較を行った結果は次のとおり

職員の年間支給月数(a)	民間の年間支給割合(b)	差(b)-(a)
4.45月	4.41月	△0.04月

※民間の年間支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給の割合

2 本年の給与の改定
(1) 特別給
年間支給月数を0.05月分引下げ（4.45月分→4.40月分）
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映
(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期	合計
令和2年度 期末手当 勤勉手当	1.275月(支給済み) 0.95月(支給済み)	1.225月(現行1.275月) 0.95月(改定なし)	2.50月(現行2.55月) 1.90月(改定なし)
令和3年度 期末手当 以降 勤勉手当	1.25月 0.95月	1.25月 0.95月	2.50月 1.90月

(2) 実施時期
令和2年12月1日

人事院 報告の骨子

○今回の報告のポイント
月例給の改定なし
民間給与との較差（△0.04%）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査（完了率80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢と同じくする者同士を比較

○民間給与との較差 △164円 △0.04%

[行政職（一）…現行給与408,868円 平均年齢43.2歳]

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

(参考) ボーナスの改定（令和2年10月7日勧告）

民間の支給割合（4.46月）との均衡を図るために引下げ

4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

県本部は県公務員共闘会議に結集し、地方公務員の生活を守るために賃金水準確保と一時金支給月数の確保をめざす。また、勤務手当と同等とする。会議に結集し、地方公務員の生活を守るために賃金水準確保と一時金支給月数の確保をめざす。

会議に結集し、地方公務員の生活を守るために賃金水準確保と一時金支給月数の確保をめざす。

2020県人勧 2020国人勧

県人勧 給料表の改定なし 月例給は、後日勧告 一時金〇・〇5月引き下げ

福島県人事委員会は、10月26日、県職員の給与のうち一時金について〇・〇5月引き下げ、4・40月に改定するよう勧告し、月例給については後日改めて勧告を行うとした。また、人事院は10月28日、月例給の官民較差がごくわずかにとどまったことから、給料表の改定は行わないとする報告を行った。

2020人事院勧告・報告に対する自治労見解

- 人事院は10月28日、本年の月例給の官民較差が▲0.04%（▲164円）と、ごくわずかにとどまったことから、給料表の改定を行わないとする報告を行った。また、先行して10月7日には、一時金について〇・〇5月引き下げる給与勧告及び公務員の人事管理に関する報告を行った。
- 2020人勧期開催にあたって自治労・公務員連絡会は、コロナ禍の中、良質な公務・公共サービスを確実に提供するためにも、必要な要員と賃金労働条件が確保されなければならないとして、公平・公正で客観的な官民比較に基づく給与勧告を人事院に求め、2020人勧期統一署名（497,717筆の集約）に取り組みながら、粘り強い交渉を進めてきた。
- 本年の月例給官民較差が極めて小さく、「給料表の改定なし」となった要因は、先行した一時金勧告の考え方と同様に、4月時点の官民比較という制度の仕組みによるところが大きいが、2020春闘や各種統計調査の結果などを踏まえれば、一定の整合性は確保されたと捉えることができる。
一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や急激に落ち込んだ地域の経済対策、頻発する大規模災害などから住民の命と生活を守るために懸命に奮闘している組合員の実態や思いを踏まえると、給与水準の低下に繋がる一時金引き下げの人事院勧告は残念と言わざるを得ない。勧告・報告の取り扱いについて臨時に限り、給与制度の総合的見直しなどにより、国と地方の給与格差が拡大させられる。組合員の実態や思いを踏まえると、給与水準の低下に繋がる一時金引き下げの人事院勧告は残念と言わざるを得ない。
- 今後は、勧告・報告の取り扱いが焦点となるが、客観的な官民比較の結果等を踏まえた国会における公務員給与に関する冷感な議論と臨時国会の会期中の法案成立を図る。自治労は、この間、給与構造改革や給与制度の総合的見直しなどにより、国と地方の給与格差が拡大せられてきた事実を踏まえ、運用改善による賃金水準の回復を求めていく。また、国の非常勤職員には勤勉手当が支給されている一方で地方の会計年度任用職員は期末手当しか支給されていないなどの実態を踏まえつつ、本來あるべき均衡・権衡の確保に向けた闘いを強化していく。
- 自治労は、2020賃金確定闘争に向けて、引き続き人事委員会対策と労使交渉を強化しながら、給与水準の維持・改善を求めるとともに、本部は、各自治体における労使交渉結果に対し専門的不正な干渉を行うことのないよう、総務省・国会対策を強化する。自治労運動の基本である「自らの賃金・労働条件は、労使交渉によって決定する」という原則に立ち、単組・県本部・本部が一体となって産別統一闘争を全力で展開する。

2020年10月28日
全日本自治団体労働組合

福島県本部 第107回定期大会

2021年度運動方針を決定

自治労福島県本部は、
定期大会を開催した。

県内各単組から171名（内女性18名）の代議員、傍聴20名が出席し、2021年度運動方針・当面の闘争方針等が賛成多数で可決決定された。

10月16日郡山市「郡山ユラックス熱海」において、第107回定期大会を開催した。

10月13日に県公務員共

議会と交渉を実施したが、

話せる状況ではない。

と不誠実な回答に終始し

た一方で、県当局は総務

部長交渉を11月11日、18

日実施の打診があった。

県人効が出来ていない

中で県当局に情報提供を

していたのであれば中立

の第三者機関として問題

がある。確定闘争では、

定期大会で確定期の取り

組み方針を確立し、拡大

撤回、再提示を本部に求

めていただきたい。

具体的な方針の確立をお願

いしたい。共済の推進方

針について、会計年度任

用職員や退職者も含め、

共済方針提起や労働運動

のあり方について、協

議検討をお願いしたい。

午後からは、議案第1

号2021年度運動方針

（案）から第6号まで一

括して、提案を行った。

議案に対し、8人の代

議員から発言があった。

午後からは、議案第1

号2021年度運動方針

（案）から第6号まで一

</